

LPガスの取り扱い

- 緊急時
 - お客様との燃料供給契約を結んだ、関電工と連携したLPガス供給事業者（保安業務有資格者）が速やかに的確な措置を講じます。
- 燃料の補給交換
 - 燃料補給は、ガス容器ごと交換します。交換は、LPガス供給事業者が行います。
 - 燃料は、軽油と異なりほぼ劣化しないため、経年に伴う交換は不要です。ただし、ガス容器は5年毎の保安検査が必要となります。
- 災害時の対応
 - 燃料供給は、東日本大震災後に整備された『災害時対応中核充填所（停電時でも稼動）』をサプライチェーンの中核に据えることで万全を期すことができます。